

公 告 書

公告 第 356 号
令和 4 年 8 月 2 日

組合規程の一部変更について

令和 4 年 6 月 1 日から当健康保険組合の規程を以下のとおり変更する。

「検査及び監査規程」

1. 第 2 条 2 項「別に」を「のうち」に改める。
2. 法第 3 条決算終了後の後に「、」を加え、組合の後に「会」を加え、「認定」を「承認」に改める。
3. 第 5 条「速」を「すみ」に改める。
4. 第 7 条「設置」を「選任」に改める。
5. 健康保険組合監査報告（通知）書中、「平成」を「令和」に改め、項目 17.（1）評価に「不該当」を加え、18.（1）の後に「（2）不適切な地用の禁止」を加え、（2）を（3）、（3）を（4）、（4）を（5）に改め、（5）の後に「（6）漏えい等の報告等」を加え、（5）を（7）に改め評価に「不該当」を加え、（6）を（8）に改め評価に「不該当」を加え、（7）を（9）に改め評価に「不該当」を加え、（8）を（10）に改め評価に「不該当」を加え、（9）を（11）、（11）を（13）、（12）を（14）、（13）を（15）に改める。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

サンデン健康保険組合

理事長 大月 孝宏



新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
<p><u>(目的)</u> 第1条 (略)</p> <p><u>(監事)</u> 第2条 (略) 2 前項の監事は、組合会において、選定議員、互選議員のうち理事及び組合の職員以外の議員から、それぞれ1名を選挙により決定する。 3 (略)</p> <p><u>(監査の時期)</u> 第3条 監査は、毎年決算終了後、組合会が決算を承認する前に必ず実施し、そのほか必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。 2 (略)</p> <p><u>(監査の内容)</u> 第4条 (略)</p> <p><u>(通知)</u> 第5条 監事は、監査を行ったときは、すみやかに文書をもって、その結果について、組合会に報告するとともに理事長に通知しなければならない。 2 (略)</p> <p><u>(費用)</u> 第6条 (略)</p> <p><u>(組合会の検査)</u> 第7条 第7条 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要がある場合、その都度委員を選任しこれを行う。 2 以下 (略)</p> <p>通知書は省略する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略) 2 前項の監事は、組合会において、選定議員、互選議員別に理事及び組合の職員以外の議員から、それぞれ1名を選挙により決定する。 3 (略)</p> <p>第3条 監査は、毎年決算終了後組合が決算を認定する前に必ず実施し、そのほか必要と認めるときは、随時にこれを行うことができる。 2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 監事は、監査を行ったときは、速やかに文書をもって、その結果について、組合会に報告するとともに理事長に通知しなければならない。 2 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 第7条 検査は、監事からの報告等により組合会として検査する必要がある場合、その都度委員を設置しこれを行う。 2 以下 (略)</p>